

別表第2（第6条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<ul style="list-style-type: none">・主事及び書記の職務・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士（以下「技師等」という。）の職務・主事補、書記補及び技師補の職務
2級	<ul style="list-style-type: none">・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務
3級	<ul style="list-style-type: none">・主任及び主任専門員の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が主任又は主任専門員と同程度と認める書記及び技師等の職務
4級	<ul style="list-style-type: none">・係長、保健師長、園長、館長、所長、室長及び主査の職務・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する主任専門員の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が係長若しくは主査又は高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する主任専門員と同程度と認める書記の職務
5級	<ul style="list-style-type: none">・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長、専門官及び指導主事（以下「課長補佐等」という。）の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等と同程度と認める書記の職務
6級	<ul style="list-style-type: none">・課長、会計管理者、支所長及び事務局長の職務

別表第2（第6条関係）
行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1級	・主事及び書記の職務 ・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士（以下「技師等」という。）の職務 ・主事補、書記補及び技師補の職務	26	12.7	16	7.8
				4	2.0
				6	2.9
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務	15	7.4	15	7.4
3級	・主任及び主任専門員の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が主任又は主任専門員と同程度と認める書記及び技師等の職務	75	36.8	53	26.0
				22	10.8
4級	・係長、保健師長、園長、館長、所長、室長及び主査の職務 ・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する主任専門員の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が係長若しくは主査又は高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する主任専門員と同程度と認める書記の職務	53	26.0	51	25.0
				0	0.0
				2	1.0
5級	・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長、専門官及び指導主事（以下「課長補佐等」という。）の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等と同程度と認める書記の職務	21	10.3	21	10.3
				0	0.0
6級	・課長、会計管理者、支所長及び事務局長の職務	14	6.8	14	6.8
		204	100.00		